一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県東筑摩郡生坂村一四八の一、四八七三、四八七四、四八七六から四八七九まで、四八八〇の三、四八八一、四八八三の一、四八八九、大字北陸郷一二九六〇の口、一二九六四、一二九六五、一三六二八、一三六二九の一、一三六二九のイ、一三六三一の一、一三六三二、一三六三六の口、一三六三九、一三六四〇、大字東広津一五四六三、一五四七三、一五四七七、一五四七九、一八二〇五の八七、一八二〇五の九二、一八二三五の一、一八二三五の二、一八三五二から一八三五六まで、一八三六一、一八五一八、一八五一九の一、一八五二〇、一八五二一、一八六五一、一八八二三、一八八二四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡木曽町新開三七九四の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県須坂市大字豊丘字奈良山三二九五の一、三二九五の三、三二九五の四、三二九六の一、三二九六の五、三二九七の二、三二九九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字奈良山三二九五の三・三二九六の一・三二九九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三二九六の五、三二九七の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県東筑摩郡朝日村大字針尾字欠久保一〇七二の一、一〇七二の二、大字古見字御馬越一〇六のイの六から一〇六のイの八まで、字南久保一〇〇一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県諏訪郡下諏訪町社字砥沢ノ内長日向沢小日向七九六六の三から七九六六の六まで、字赤渋山七九六九の二五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県東筑摩郡生坂村一三三三のイの二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿南町字西條七九、八〇、八一の一、八一の二、八二の一、八二の二、一七〇、一七一、一七四、字新野三七一八の九、三七一八の一六三から三七一八の一六五まで、三七一八の二六三、三七一九の八二、三七一九の三一六、三七一九の三一七、字南條二三四二の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西條七九、八〇、八一の一、八一の二、八二の一（次の図に示す部分に限る。）、八二の二、一七〇、一七一、一七四、字南條二三四二の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）